

2022年6月19日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 給与ファクタリングについて
- 使用者側から考えるハラスメントについて

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 99



エバー総合法律事務所

給与ファクタリングについて

1 過去にファクタリングで一度ご紹介していますが (Vol.80 ホームページにバックナンバーを掲載しています)、給与ファクタリングは一般の方々が陥りやすいために、注意喚起のために取り上げることにしました。

2 ファクタリングとは一般に手数料を控除して債権を買い取るもので、もともとは事業者を対象にしたものでした。給与ファクタリングとは、給料債権を、給料日の前に一定の手数料を控除して買い取るサービスのことをいい、個人を対象とするものです。法的にみれば債権譲渡となり、通常、譲渡人から給料の支払先である会社に譲渡したことを通知する必要があります。しかし、実際には、譲渡の通知を出すことはなく、高額な手数料が差し引かれ、売買代金と称して低額なお金だけ支払われます。そして、給料日には、給料として譲渡人（従業員）が受領したお金を、債権譲渡を理由にファクタリング業者（以下「業者」といいます）へ支払うことを求められます。つまり、従業員と会社との関係では何も変更はなく、従業員としては高額な手数料を支払って低額な金銭を借りているという関係でしかありません。従業員が受領した給料を業者に支払わないと、自宅へはもちろん、勤務先に押しかけると告げられたり、悪質な取立が行われます。業者は、債権譲渡契約書や債権譲渡通知に署名捺印をさせるなど形式だけは整えているため、貸金ではないという理屈を用いています。しかし、その実態は、債権譲渡ではなく、単に高利息を支払って金銭を借りるだけの貸金と異なりません。

3 本来、貸金業を営むためには貸金業登録をする必要があります。また、利息制限法では、融資金額に応じて利息の利率は2割から1割5分に制限されています。出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律では109.5パーセントを超える利息を取得すると刑事責任を負います。

ところが、この給与ファクタリング業者は、年率換算で数百パーセントから数千パーセントという法

外な利息を「手数料」名目で取得しながら、貸金ではなく債権売買との理由のもと法規制を免れようとしています。利用者は業者から支払われた金銭では生活できませんから、翌月以降も継続して利用せざるをえず、足りないお金は違うところから借りるなど、雪だるま式に借金は増え、破綻の道を進むこととなります。

金融庁からも注意喚起がされていますが、下級審の裁判例でも、給与ファクタリングが実態は貸金であることを認定し、業者からの請求を認めないなどの判断が出ています。なお、これらの業者には、相当数のヤミ金融業者が参入しているものと思われます。

4 最近では、給与ファクタリングから「後払い現金化」という方法に移行している業者もいます。ネット上でも、ブラックの方（破産歴や延滞履歴のある方という意味です）でもOK、即日融資などという甘い言葉で誘っています。「後払い現金化」とは、形としては後払いによる商品売買なのですが、商品代金の支払に先立ち、商品の購入者が金銭を受け取り（受領名目は様々です）、後日、給料日等に商品代金を支払うという方法です。支払代金と先に受領した金銭との差額が往々にして多額になり、実質的な金利にあたるものといえ、商品の価値と販売価格が見合うことはありません。利用者は商品を購入することが目的なのではなく、「現金」をすぐに手に入れることが目的となっています。差額が法外な利息に相当することは給与ファクタリングと同様で、実質的に貸金でありながら、その法規制を免れようとするという意味では同じです。このような誘惑に乗ると、結果的に金銭的に行き詰まり破綻することになりますから、絶対に利用しないでください。

なお、債権者であっても取立が許容限度を超える場合には脅迫罪や恐喝罪が成立することがあるので、万が一取引に応じてしまい、過酷な取立行為にあったときは、警察への相談も検討してください。お悩みの方はご相談ください。

無料相談会
のご案内

2022年6月21日火曜日、6月29日水曜日、7月7日木曜日、7月12日火曜日のいずれも午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

使用者側から考える ハラスメントについて

1 「ハラスメント」という言葉は「嫌がらせ」と訳されますが、現在では社会にも定着し、様々なハラスメントが指摘されています。古くからセクハラ、パワハラがあり、マタハラ（妊娠に伴うハラスメント）も取り上げられました。昨今では、パタハラ（男性の育児休業などに関するハラスメント）、SOJI（ソジ）ハラ（レスビアン、ゲイ、バイセクシュアルという性的指向、及びトランスセクシュアルという性自認に関するハラスメント）、ケアハラ（介護休業に関するハラスメント）など、様々な「嫌がらせ」が話題になっています。複数の人数がいれば「ハラスメント」に至る可能性があり、従業員を抱える使用者側としては、従業員の人権を尊重する点からも、また職場環境を整える観点からも、決して職場管理をなござりにすることはできません。

2 連合の調査の結果について

2020年6月にハラスメント対策関連法（略称・労働施策総合推進法など）が施行され、日本労働組合総連合会（略称・連合）で2021年に調査が行われました。ネット上でも公開されており（仕事の世界におけるハラスメントに関する実態調査2021）、その調査結果のポイントとして掲げられているところによれば、

- 1 働く人の 32.4%が「職場でハラスメントを受けたことがある」と回答、
- 2 40代男性ではパワハラが多い 42.4%
- 3 職場でハラスメントを受けた率「パワハラ」が 27.6%で最多、次いで「セクハラ」8.5%
- 4 受けたパワハラの行為
「脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言などの精神的な攻撃」が 43.8%、
「隔離・仲間外し・無視などの人間関係からの切り離し」が 28.6%、
「私的なことに過度に立ち入ることなどの個の侵害」が 23.2%
- 5 受けたセクハラの行為
「性的な冗談やからかい」が 44.7%、「必要ない身体への接触」が 24.7%
- 6 ハラスメント被害経験者の 43.2%が「ハラスメントを受けても誰にも相談しなかった」

7 ハラスメント被害は仕事・生活に影響

8 ハラスメント被害経験者の 56.8%が「仕事のやる気がなくなった」、24.1%が「心身に不調をきたした」、22.5%が「仕事をやめた・変えた」と回答

ということです。

3 会社の業務に対する影響

ハラスメントによるリスクは業種・業態にかかわらず存在しています。

ハラスメントが発生した場合、当事者への適切な対応をとらないと、損害賠償請求等の法的な紛争に発展することもありますし、会社に対する風評被害に至る場合もあります。

また、当事者のみの問題に限らず、周囲の職場環境に影響します。上司を含めて使用者側が適切な対応をとらない場合には、周囲の従業員も使用者側に対する信頼を喪失し、キャリアを諦め退職するなど、人材流出の可能性があります。業務の遂行性や継続性への影響も無視できません。

4 対策について

対策としては、ルール作り、実態の把握、教育、周知、相談や解決の場の設置などが通常考えられます。法においてもその道筋を示していますが、具体的な取り組み方法としては、厚生労働省が2017年に作成した「職場のパワーハラスメント対策取組好事例集」は、大企業を対象としたものですが、中小企業においても取り入れる内容としては参考になると思います。また厚労省や商工会議所のホームページなどでも対策案を紹介していますので、参考にしてください。

このように使用者側として予防策・解決策に取り組むとともに、具体的な事案について真摯に対処する姿勢がもっとも重要です。個人の生活や仕事に関する指向が多様化する中で、その多様性を尊重するとともに、業務のあり方を柔軟に改良・調整できる取り組みが重要と思われます。お悩みの際にはご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3,300円
1時間	5,500円

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	33万円
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 66万円
200万円の場合	35万2千円

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	33万円から55万円
預り金	5万円程度
報酬	33万円から55万円

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	11万円から22万円
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニューズバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

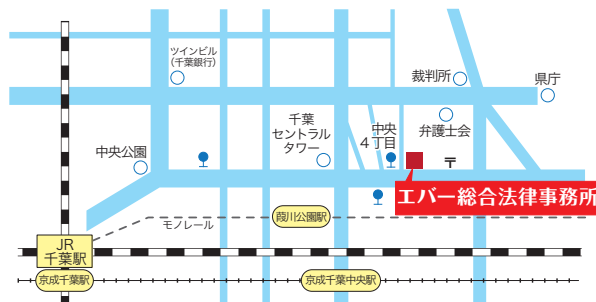
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。